



今、憲法問題を語る — 憲法問題対策センター活動報告 —

第107回 むずかしいことをやさしく、ふかく、おもしろく

憲法問題対策センター 市民高校生部会 部会長 栗原 周成 (33 期)

「むずかしいことをやさしく、やさしいことをふかく、ふかいことをおもしろく、おもしろいことをまじめに、まじめなことをゆかいに、そしてゆかいなことはあくまでゆかいに」

井上ひさしの座右の銘として有名な言葉です。

私たち憲法問題対策センター市民高校生部会では、2010年8月以来、東京都内の小・中・高校、市民団体などを対象に憲法出前講座を続けてきました。

そこでは、日本国憲法の下で生まれた憲法判例の中から主に中高生の教科書で取り上げられているものを使って、受講生の皆さんと一緒に日本国憲法を考えていこうとする対話型授業を心がけてきました。

授業では、まず憲法とは何かに関わる立憲主義について、「憲法は国のリーダーを縛るもの。法律は国民を縛るもの」とやさしい言葉で語ることから始めています。

芝信金男女昇給昇格差別事件を取り上げた講座では、原告の陳述書を示すことにより、男女差別の生々しい実態を明らかにし、戦後の男女差別是正を訴えた裁判の争点と勝敗訴の一覧表を示すことにより、この事件での成果が先人たちの長い苦しい闘いの上にあることを示して、より深く理解して貰えるように工夫しています。

この辺までは、それなりの努力を重ね、一定の成果を出しているのではないかと自負しています。

容易でないのは、「ふかいことをおもしろく、ゆかいに」です。おもしろく、ゆかいなものは、話を聞く人の興味をそそり、魂を揺さぶるものです。

そのような話をするためには、私たち自身が日本国憲法に対する熱い思いを有し、それを聞く人に伝えようとする情熱を持っていなければなりません。

私たちが取り上げている判例の争点を概観してみると、日本国憲法の価値観と大日本帝国憲法的価値観

のせめぎ合いが多いことに気が付きます。

婚外子差別事件では、相続財産は嫡出の子孫に承継させたいとする家制度的気風、芝信金男女昇給昇格差別事件では、男尊女卑の気風、愛媛玉串訴訟では、国家神道体制の中核を担った靖国神社への強いこだわり、などが俎上に上がっています。

折に触れ顔を出す大日本帝国憲法的価値観へのこだわりに対しては、単にまずいと批判するだけでなく、戦争という大きな代償を支払って手に入れた日本国憲法を愛する立場からは認めがたいことを、聞く人たちの共感を呼ぶような形で表現していかなければなりません。

そのためには、「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起きることのないようにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する」との日本国憲法前文を噛みしめなければなりません。

言葉を変えると、アジア太平洋戦争から日本国憲法の制定に至る歴史と、日本国憲法の置かれている現状、の勉強が不可欠ということです。

井上ひさしは、稀代のユーモリストでした。せめてその境地の入り口位まででも辿り着ければ、出前講座の成功は間違いありません。でも、ここまでくためには愛情に加えて人間力まで求められます。日本国憲法を愛情とユーモアで守っていこうではありませんか。

憲法問題対策センター市民高校生部会では、都内の中高や市民団体で憲法出前講座を実施する会員弁護士を随時募集しています（例年3月に講座希望が集中します）。他委員会との掛け持ちも歓迎しますので、憲法教育に興味のある会員は、ぜひ当会の人権課（TEL 03-3581-2205）に連絡ください。

出前講座をご希望の方は、当会HP<<https://www.toben.or.jp/manabu/>>から問い合わせください。